

都市計画法第53条第1項の規定に基づく許可における既存高床式住宅の増築等の取扱に関する基準

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第53条第1項の規定による都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築物の建築の許可（以下「建築許可」という。）において、以前に建築許可を受けた、床下部分の高さが1.5メートルを超える3階建て戸建て住宅とされる高床式住宅の増築、改築、移転、大規模修繕又は大規模の模様替（以下「増築等」という。）について、次の各号のいずれにも該当するものであると認められる場合は、建築許可をすることができるものとする。

- (1) 増築等の前後の建築物の規模及び構造が同程度であること。
- (2) 床下部分の高さが以前に建築許可を受けたときの高さを超えないものであること。
- (3) 容易に移転し、又は除却することができるものであって、将来の都市計画事業の施行に支障が少ないと認められるものであること。

附 則

この基準は、平成27年9月3日から施行する。